

## **[事案 2020-197] 損害賠償請求**

・令和3年6月17日 裁定終了

### **<事案の概要>**

不適切な募集が行われたこと等を理由に、損害賠償金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成30年7月に契約した外貨建変額年金保険について、募集人から契約内容に関し十分な説明もないまま強引な勧誘を受け、無理やり契約させられたことから、損害賠償金を支払ってほしい。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人に不法行為責任を負うような行為はなかった。
- (2) 本契約の説明時間は1時間程度であり、パンフレットで本契約の運用の仕方、米ドル・豪ドルの特徴、目標値、円換算シミュレート、解約返戻金などの説明を行った。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、不適切な募集行為があったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。